

(写)

平塚市告示第 305 号
令和 6 年 (2024 年) 7 月 8 日

平塚市長 落合 克宏



住居表示に関する法律 (昭和 37 年法律第 119 号) 第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町若しくは字の区域の新設等について、設定案を次のとおり公示する。

なお、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項及び同法施行令 (昭和 42 年政令第 246 号) の定めるところにより、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有し、公示の日において本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議のあるときは、公示の日から 30 日を経過する日までに、50 人以上の連署をもって、理由を附して変更の請求をすることができる。

記

1. 町の区域及び町名の設定案 別図のとおり

備考 町の境界を定めるにあたっては、公道等のうちおおむね東西に通ずるものについては原則として北側の側線を、南北に通ずるものについては原則として西側の側線を境界とする。

以 上

新しい町区域案（徳延・河内・纏）

